

委員からの意見書

- 稲垣委員提出資料 . . . P 1
- 今井委員提出意見書 . . . P 3
- 江口委員提出意見書 . . . P 4
- 小島委員提出意見書 . . . P 5
- 権丈委員提出意見書 . . . P 6
- 都村委員提出意見書 . . . P 10
- 中名生委員提出意見書 . . . P 28
- 西沢委員提出意見書 . . . P 30
- 林委員提出意見書 . . . P 33
- 山口委員提出意見書 . . . P 35
- 米澤委員提出意見書 . . . P 41

U I ゼンセン同盟・政策局
稲垣 眸

1. U I ゼンセン同盟「パートタイム 雇用・労働条件指針」(2004年8月)－抜粋－

I. 情勢認識

7. 税・社会保険の構造による就労調整問題と賃金上昇の抑制

税・社会保険制度は、現状ではまだ世帯単位で設計されているため、パートタイム労働の働き方を選択する者に大きな影響を与えている。所得税の非課税限度額である103万円問題や、社会保険の被扶養からはずれる130万円問題である。

この問題が象徴するのは、税制や社会保険制度が社会を構成する単位を世帯ととらえ、男性が扶養し女性は扶養されるという枠組みを暗に提示してきたことである。

企業においても家族手当の支給要件がこの非課税限度額を境に不支給となる事例が多く、所得逆転現象がおきることなどから、大半が103万円や130万円を超えない形で就労調整が起こっている。これにより働きたいという者の就労意欲と処遇、就労機会、公平な能力開発の機会を社会的に削いでいると見ることができる。

そればかりか、年末に就労調整をしたことにより雇用を打ち切られたり、年次有給休暇が付与されないという心配もある。就労調整があることで職場の他の労働者に無用な混乱を招いている問題もある。

税・社会保険、企業の配偶者手当の支給基準を意識した就労調整が、結果として1時間当たりの時給引き上げを抑制する影響があるとみられている。

2. U I ゼンセン同盟「総合労働政策－パートタイム労働」(2006年10月)－抜粋－

Ⅲ. パートタイム労働問題とその対策

6. 税・社会保険の構造による就業調整問題

- ・就業調整は働く意欲と能力のある労働者が、その職業能力を十分実現できないばかりでなく、事業主にとっても交代制勤務や年末の繁忙期に人手確保に苦慮することになり、パートタイム労働者全体について、いわばあてにならない労働者という印象を与えている。こうした就業調整が、正社員との賃金格差を生じさせる一因をなしていると考えられる。
- ・厚生労働省「平成17年パートタイム労働者総合実態調査」によると厚生年金や健康保険については、4社に1社程度の割合で「すべてのパートを加入させていない」状況である。同調査において、パートタイム労働者を社会保険に加入させていない理由を尋ねた結果、「社会保険の適用対象となる者がいないから」とする事業所が63.9%で、約3社に2社の割合である。「パート労働者が加入を希望しないから」とする事業所が31.9%、「事業所に保険料の負担がかかるから」とする事業所は10.4%である。

- ・パートタイム労働者が第2号被保険者になると、事業主にも保険料負担が生じるために、事業主がそこに至らない短時間の範囲でパートタイム労働者の就業時間を設定しているケースも多いと考えられる。
 - ・こういった現状は、主婦のパートタイマー中心に「より多く働きたい」という者の就労意欲と処遇、就労機会、公平な能力形成の機会を社会的に削いでいると見ることができる。
 - ・パートタイム労働者が社会保険、雇用保険に入らないことは、社会保険制度の空洞化や就業調整により時給が引き上がらない要因となる点からも問題であり、すべての労働者をカバーする制度に改善を図る必要がある。

全ての労働者が金額の多寡にかかわらず、所得に応じた応分の負担をすることが、社会的にも公正と言えるだろう。そこで、労働時間・日数要件の撤廃を目指し、全て働く者が社会保険適用となるよう制度改革が必要である。
 - ・社会保険の完全適用という面では、パートタイム・派遣・請負・契約労働者のみならず、現在非適用となっている5人未満の事業所の労働者にも適用されるように取り組まなければならない。
-
- ・現状の年金制度の課題としては、制度を支える人が少なくなり、その分加入者の負担が増えていることがあげられる。これには、強制加入でも保険料が自主納付である国民年金は約3分の1が保険料未納となっていることや、年金保険料の事業主負担を逃れるため、厚生年金から脱退する企業が増加していることなども要因としてあげられる。

みんなで支える公平な年金制度を構築し、老後生活を安心して送れるよう制度改革に向けた議論を重ね、労働組合から政府への働きかけを強化していくことも必要である。

以上

意見書

今井延子

資料1-1

- ・ 保険料の徴収時効（2年）の見直しに賛成

資料1-2

- ・ 受給資格期間（25年）の見直しに賛成。
受給資格期間を短くすることで保険料納付意欲も高まり参加しやすくなる。

資料1-3

- ・ 低年金者に対しての生活支援を検討。
- ・ 低所得者に対して免除制度の活用。

資料1-5

- ・ 育児期間中の第1号被保険者の保険料負担への配慮措置も必要。

資料1-6

- ・ 厚生年金の適用拡大に賛成。

資料1-7

- ・ 国民年金の適用年齢は引き下げなくても良い。

第3号被保険者制度に関する意見

筑波大学 江口 隆裕

第3号被保険者制度のあり方については、前回の年金改正において、被保険者が負担した保険料については、被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に強制分割制度が導入された。これによって、被扶養配偶者の年金受給権は、1階部分だけでなく2階部分にも及ぶことになり、従来以上に強化されたことになる。

この改正によって、被用者年金制度内では、1階部分については、単身世帯から夫婦世帯への所得再配分が行われるものの、2階部分については、基本的に、離婚時に世帯内だけで所得移転が行われることになった。ちなみに、諸外国に比べて婚外子の割合が1~2%と極めて低いわが国の出生構造の特質を踏まえれば、1階部分の所得再配分は、単身世帯から子どもを生み育てる蓋然性の高い夫婦世帯に対する支援を行っていることになり、この意味で少子化対策としての機能を果たしているとも考えることもできる。

今後、もし非被用者も含めた2階部分の創設を検討するとすれば、以下の観点から検討を行うべきである。

- ① 所得の捕捉率の問題が存在する中で、1階部分の所得再配分を非被用者も含めて行うべきかどうか。
- ② 第1号被保険者たる子どもを持つ母親に対して、少子化対策の観点から、被用者と同じような支援を行わなくてよいか。

2008年6月27日

社会保障審議会年金部会
座長 稲上 毅 様

日本労働組合総連合会
総合政策局長 小島 茂

第9回社会保障審議会年金部会で発言した意見に加えて、下記の意見を提出いたします。

記

1. 第3号被保険者制度について

- 基礎年金の空洞化解消、皆年金制度の再構築のため、基礎年金を税方式化（1/2まで一般財源、1/3は年金目的間接税、1/6は社会保障税で確保）により、第3号被保険者問題は解消する。
- 現行制度（修正社会保険制度）における第3号被保険者制度は、夫婦片働き家庭の老後の所得保障が行えている一方、負担の公平性や給付と負担の関係を不明確にしているものであり、解消に向けた検討が必要と考える。
- なお、現行制度下においても、直ちにパート労働者等の厚生年金への適用拡大、被扶養者認定の年収要件の見直しで、第3号被保険者の対象を縮小すべきと考える。

2. その他検討すべき課題

(1) 厚生年金への失業中の継続加入

- 失業中の障害年金や遺族年金等の受給権を確保するため、厚生年金への継続加入制度の創設を検討すべきである。その際、保険料負担を2年間を限度に猶予し、再就職後に追加分納する方法を検討すべきである。

(2) 遺族厚生年金の受給権の在り方

- 遺族厚生年金の生計維持関係認定基準額（年収850万円）を600万円程度とし、段階的に年金額を調整する仕組みとすることを検討すべき。また、毎年の年収をもとに認定する仕組みを検討すべきである。
- 遺族厚生年金の受給資格における男女格差の縮小を検討すべきである。

以上

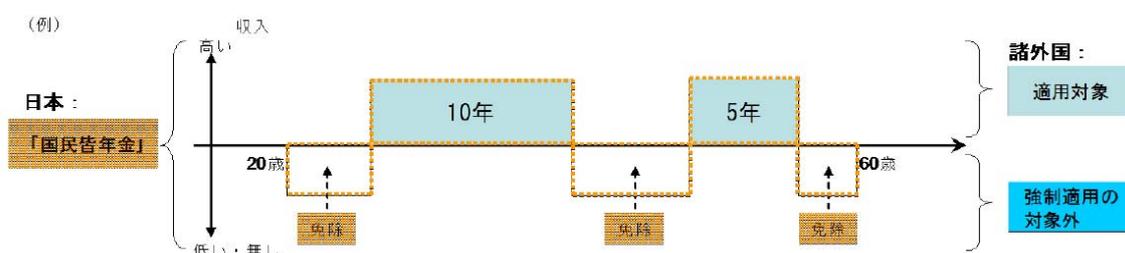
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

老齢基礎年金の受給資格期間（25年）の見直しについて

多方面から、受給資格期間の短縮（例えば、10年）を行うべきとの提案がなされている。しかし、彼ら提案者の中には、制度の基本的な仕組みが異なるために直線的に比較できない諸外国の例を根拠としたり、10年に短縮した場合の免除制度との整合性への視点が欠けていたりする者もいる。

受給資格期間を短縮すれば何が起こるのか、はたして提案者たちが予期した通りのこと——たとえば納付率の向上等——が起こるのか。

この問題は、ひろく国民的議論を行う中で、制度の基本的な仕組みが国民に浸透して後に結論を出しても良いと思う。特に、第9回年金部会配付資料1-2にあった「日本と諸外国の制度の相違」を表す次の図は、広く認識されるべきかと思う。



さらに、25年の最低受給資格があるために、その限界年齢である35歳近辺で未加入率が急減しているという事実が報告されていることも認識されて良いかと思う。

低年金者・低所得者に対する加算等について

納付インセンティブを削がないようにしながら、低年金者の保障を行う工夫をするべきだと思う。しかし納付インセンティブを維持しながら低年金者の保障を行うことは不可能と言えるほどに難しい（加算を行う改革時に保険料を真面目に払ってきた人が不公平感をいなく制度は、将来的に納付インセンティブを削ぐ制度になり、納付率を落とすことになる）。

ただし、この問題に答えを出す前に、第8回年金部会で配付され説明された資料2-2「無年金・低年金の状況」についての知識を、国民がひろく共有する必要があると思う。たとえば繰り上げ受給をしているために年金額が低くなっている人を、低年金者と呼ぶわけにもいかず、そのあたりの知識を国民が共有しなくては、この問題には答えを出すことは難しい。

なお、6月9日年金部会の翌日6月20日の『読売新聞』朝刊に次の記事がある。